

国民健康保険加入者の皆さんへ

▽申請先／問い合わせ先Ⅱ国保年金課国保係(管内線143・144)

■高齢受給者証の更新

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人が現在使用している高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。7月中旬に新しい高齢受給者証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で診察を受けるときは、新しい高齢受給者証を提示してください。

■医療費の負担割合

高齢受給者証をお持ちの人の医療費の負担割合は、前年の所得状況によって判定され、毎年8月1日から適用されます。

- 住民税の課税所得が145万円未満の人Ⅱ2割負担(昭和19年4月1日以前に生まれた人は1割負担)
- 住民税の課税所得が145万円以上の人Ⅲ3割負担

※3割負担の人でも、申請す

■正しい保険証使用をお願いします

就職などにより職場の健康保険など、ほかの健康保険資格取得日以降に、国保の保険証を使用して医療機関などを受診した場合、市が医療機関などへ支払った医療費を返還していただきます。新しい保険証が届いていない間に受診する際は、保険を変更したことを申し出の上、受診してください。

【医療費返還となる事例】

父が8月1日から就職(職場の健康保険加入)したが、保険証が手元に届いていないため、国保被保険者証および一部負担金免除証明書を提示して未就学児が医療機関を受診した場合(医療費総額10,000円/子ども医療費助成対象者/本人負担額0円の場合)。

→①国保に医療費返還10,000円(保険者負担額8,000円、本人負担額2,000円)
②医療給付係に①の領収書を持参の上、2,000円医療費助成申請する
③職場の健康保険に8,000円交付申請する

ることで2割または1割負担になる場合があります。該当する人には、手続きのお知らせを郵送します。

※平成29年度市民税の申告が済んでいない世帯では、所得が確定したときに負担割合が変わる場合があります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

長期入院中の人や、高齢受給者証をお持ちで市民税非課税世帯の人などに、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請のお知らせを郵送します。

認定証を保険証や高齢受給者証と一緒に医療機関に提示することで、外来受診・入院時の一部負担金と食事が下表のとおり軽減されます。保険証と印鑑をお持ちの上、市役所本庁国保年金課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所のいずれかの窓口で申請してください。郵送による申請も受け付けます。

※今回郵送されない人でも、急な入院などにより認定証が必要になった場合は、各窓口で申請を随時受け付けます。

※平成29年度市民税の申告が済んでいない世帯では、所得が確定したときに所得区分が変わる場合があります。

※70歳以上75歳未満の人の所得区分の判定基準

所得区分	所得区分判定基準	
現役並み所得者	同一世帯に、市民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人	
一般	現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰに該当しない人	
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者が市民税非課税の世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)
	低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

■70歳未満の人の外来受診・入院時一部負担金の軽減(月額)

所得区分		限度額		入院時の食事代(1食当たり)
上位所得者	旧ただし書所得901万円超	ア	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	(※1)360円
	旧ただし書所得600万円超901万円以下	イ	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	
一般	旧ただし書所得210万円超600万円以下	ウ	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	
	旧ただし書所得210万円以下	エ	57,600円	
市民税非課税世帯		オ	35,400円	(※2)210円

※1=経過措置対象者(指定難病の患者または小児慢性特定疾病の患者)は、1食当たり260円となります。
※2=市民税非課税世帯の入院時の食事代は、過去12カ月で90日を超える入院の場合は、1食当たり160円となります。

■70歳以上75歳未満の人の外来受診・入院時一部負担金の軽減(月額)

所得区分	限度額				入院時の食事代(1食当たり)
	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)		
	平成29年7月まで	平成29年8月から	平成29年7月まで	平成29年8月から	
現役並み所得者	44,400円	57,600円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%		(※1)360円
一般	12,000円	14,000円	44,400円	57,600円	
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円		(※2)210円
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円		100円

※1=経過措置対象者(指定難病の患者)は、1食当たり260円となります。
※2=市民税非課税世帯・低所得Ⅱの入院時の食事代は、過去12カ月で90日を超える入院の場合は、1食当たり160円となります。

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

▽申請先／問い合わせ先Ⅱ国保年金課医療給付係(管内線148)

■保険証の更新

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日です。7月中旬に新しい保険証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で診察を受けるときは、新しい保険証を提示してください。

■医療費の負担割合

後期高齢者医療制度の保険証をお持ちの人の医療費の負担割合は、前年の所得状況によって判定され、毎年8月1日から適用されます。

- 一般Ⅰ1割負担
- 一定以上の所得がある人(同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度加入者がいる人)Ⅲ3割負担

※3割負担の人でも、一定の要件を満たすときは、申請することで1割負担になる

場合があります。該当する人には、手続きのお知らせを郵送していますので、案内に従い申請してください。郵送による申請も受け付けます。

※平成29年度市民税の申告が済んでいない人は、所得が確定したときに負担割合が変わる場合があります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

市民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を行い、交付された認定証を保険証と一緒に医療機関に提示することで、外来受診・入院時の一部負担金と食事が下表のとおり軽減されます。

すでに認定証をお持ちの人のうち、世帯全員の所得の状況が把握できる人には、7月末までに新しい認定証を郵送します。

なお、申請が必要な人には、6月下旬に手続きのお知らせ

※所得区分の判定基準

所得区分	所得区分判定基準	
現役並み所得者	市民税課税所得が145万円以上の被保険者やその人と同じ世帯の被保険者	
一般	現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰに該当しない人	
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ	世帯の全員が市民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)
	低所得Ⅰ	世帯の全員が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

■外来受診・入院時一部負担金の軽減(月額)

所得区分	限度額				入院時の食事代(1食当たり)
	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)		
	平成29年7月まで	平成29年8月から	平成29年7月まで	平成29年8月から	
現役並み所得者	44,400円	57,600円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%		(※1)360円
一般	12,000円	14,000円	44,400円	57,600円	
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円		(※2)210円
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円		100円

※1=経過措置対象者(指定難病の患者)は、1食当たり260円となります。
※2=市民税非課税世帯・低所得Ⅱの入院時の食事代は、過去12カ月で90日を超える入院の場合は、1食当たり160円となります。

(5) 広報大船渡お知らせ版 29.7.20(No.1107)

▷問い合わせ=市役所 ☎0192⑦3111